作業環境測定士は見た！

事件は現場で起きている

第13回 測定士のぼやき

嘘か誠か真冬に窓、扉を全開で測定

コラムも最終回に近づいてきました。読者の皆さんからは、有害業務が未だに日本に存在することにびっくりした、という声も耳にしました。いろいろな現場の様子を紹介してきましたが、２回に分けて作業環境測定の現状と問題点について、おさらいをしたいと思います。

一部の事業所の話にはなりますが、私たちが測定に伺うと、念入りに掃除をして発生源を少なくし、普段よりも作業量を落とすような工場があります。都合が悪いと別の日を要望され、測定に行くと全く作業をしていないとか、わざと作業が少ない日や時間帯に測定を依頼していると思われるケースもあります。

また、悪い数値が出ないようにするためか、真冬なのに扉や出入口を全開にしてあり、「いつもこのように換気した状態で作業をしている」と言い張る方もいました。わざわざ窓を全開にしているところもあります。

作業環境測定は実作業時に測定するのが基本なのに、仕事をしてはいけないと誤解されているのかもしれませんが、測定が終わるのを待って作業を始める姿も見かけます。

午前の測定中は保護具を着用していたのに、午後に行くと着用されていない。あるいは、工場内に「経費節減、保護具」と掲示されている工場もありました。

第三管理区分に対しての懲罰はなし

作業環境測定で悪い結果（第三管理区分）になったら、罰則や罰金、始末書を書かないといけないと勘違いされているケースがあります。事業所によっては、ISOの審査に引っかかってまずいとか、上司に怒られるから、良い結果を出してくれと訴える従業員もいます。反対に、作業環境が悪い現場で改善してほしいから、有害な因子を発散するよう乱雑に作業する方もいて、「ちゃんと所見に書いてくれ」と懇願される場合もあります。

現在の業務は、かつてのように一日中同じ作業を繰り返すのではなく、多様な作業を行うようになりました。作業環境測定は、その任意の１時間を測定しているため、良い作業環境に該当する作業があれば、改善が必要な作業もあります。

ですから、作業場所単位としてみた場合、いつも第一管理区分（作業環境管理が適切な状態）であるかどうかは疑問があります。

第三管理区分になるような現場は、当然何かしらの改善が必要ですが、現状においては法律上、懲罰的なものはありません（※安全配慮義務＝文末に用語説明＝はあります）。

というのも、まずは現場の実態を把握し、事業所の状況に応じて私たちや行政とともに改善し、働く従業員の健康被害を防止していこう、というのが作業環境測定の本来の目的だからです。

できるだけ多くの人に作業環境測定を通じて、職場の実際の環境を把握していただき、そして、職場環境の実態に応じた作業環境の改善を進めていきたいと考えます。職場の作業環境が良ければ、有害業務を起因とする労働災害や健康障害を未然に防げるからです。

作業環境測定は車検と似ています。車検時に問題なく合格すれば、法的には乗車可能車両と認可されますが、いい加減な車検だと、重大な交通事故を招きかねません。環境測定も、そのときだけ良いパフォーマンスをしても、労災事故が起こったら元も子もありません。

測定の未実施、健康被害がなくても書類送検

一方、作業環境測定を実施しないことについては罰則があり、懲役6カ月または50万円以下の罰金（労働安全衛生法　第119条）です。民事訴訟では、安全配慮義務違反でも訴えられる場合があります。有害物質を取り扱っている従業員の働く環境の把握を怠っているからです。

最近でも作業環境測定等をしていないことで和歌山県や、埼玉県の事業所が書類送検されました。意外かもしれませんが、和歌山県のケースでは健康被害が出ていないのに書類送検されています。

測定未実施に対し、罰則が設けられている現在においても、作業環境測定そのものを知らない事業者がいたり、有害物質の使用量が少ないという独自判断で測定を行わない事業者もあるなど、作業環境測定が全ての事業所で行われているというわけではありません。

「測定士のぼやき」、次回に続きます。

※**安全配慮義務**：労働契約法第5条に規定されている「労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働ができるよう、必要な配慮をする」こと。

← 環境保健課 HP

お問い合わせ、環境測定のご依頼は環境保健部まで ☎075－823－0528